別表1		
	補助要件	備考
(ア)	本事業による導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上な生産性向上	
	が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知するこ	
	と。	
(イ)	独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかを宣言	
	すること。事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、事業所の代表者を「個人事業主」として申し込むこと。加え	
	て、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、最新版の厚生労働	
	省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考にすること。	
(ウ)	介護事業所の業務効率化に向けた課題解決につなげ、当該取り組みを継続的に行うために以下のいずれかの方法により支援を	
	受けること。	
i	第三者による業務改善支援	
	生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者(業務改善を支援する事業者)	
	による①事前評価(課題抽出)、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価(導入後の定着支援等)等の支援	
ii	介護現場における生産性向上の取り組みに関する研修・相談等	
	介護テクノロジーを導入・活用するにあたり必要となる職員のスキルアップ研修等、生産性向上の取り組み等に関する相談	
	等を行うことによる支援	
(工)	厚生労働省が発行する以下の資料を参考に業務改善に取り組み、第6条に基づき、業務改善計画を作成すること。	
	・介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン	
	(掲載先:https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei-information.html)	
	・介護サービス事業所における ICT 機器・ソフトウェア導入に関する手引き	
	・介護ソフトを選定・導入する際のポイント集	
	(掲載先:https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html)	
	・介護ロボットのパッケージ導入モデル	
	(掲載先:https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000928398.pdf)	
	・介護現場で活用されるテクノロジー便覧	
	(掲載先:https://www.nttdata-strategy.com/services/lifevalue/docs/r03_add16_02jigyohokokusho.pdf)	
(オ)	補助を受けた事業所は、「科学的介護情報システム」(Long-term care Information system For Evidence;LIFE(ライフ)。以	
	下「LIFE」という。)による情報収集に協力すること。なお、本事業においてタブレット端末等のみを導入する場合も同様に情報	
	収集に協力すること。	
(カ)	補助を受けた事業所は、厚生労働省、山梨県、介護福祉総合支援センター等(以下、厚生労働省等という)が実施する効果検	
	証事業、普及啓発事業等に可能な限り協力すること。(厚生労働省等から補助事業所に対して直接協力依頼の打診をする場合が	

ある。)

(キ) 介護ロボットやICT等の導入に関して他事業者からの照会に応じること。ただし、事業所職員や利用者の個人情報等の照会 に応じる必要はないことに留意すること。

別表2

区分	1.補助対象経費	2.補助率	3. 基準額
(1)	(ア)介護ロボット	1機器につき	ア「移乗支援(装着型・非装着型)」
介護ロボット等の導	次の i からiiiまでの全ての要件を満たす介護ロボットを	4分の3	「入浴支援」
入支援事業	導入する際の経費		又は別表2第1欄(イ)その他に該
			当する機器等うち、「移乗支援(装着
	i 目的要件		型・非装着型)」「入浴支援」に相当す
	日常生活支援における、移乗介護、移動支援、排泄支援、		ると判断したもの
	見守り・コミュニケーション、入浴支援、介護業務支援のい		
	ずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果		100万円
	のある介護ロボットであること。		→ L → 0.1 M
	· +4/5/4/ == //.		イ 上記以外
	ii 技術的要件		2.0 7.11
	次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。 ・ ロボット技術(センサー等により外界や自己の状況を認		30万円
	識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応		
	じた動作を行う技術。)を活用して、従来の機器ではできな		
	かった優位性を発揮する介護ロボット。		
	・経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事		
	業」(平成 25 年度~平成 29 年度)、「ロボット介護機器開		
	発・標準化事業 (平成30年度~令和2年度)「ロボット介		
	護機器開発等推進事業 (開発補助)」 (令和3年度~) にお		
	いて採択された介護ロボット (「重点6分野13項目の対象		
	機器・システムの開発」に限る。)。		
	iii 市場的要件		
	販売価格またはリース価格が公表されており、一般に購入		
	またはリース契約が締結できる状態にあること。		
	(イ) その他		
	(ア)によらず、介護従事者の身体的負担の軽減や、間接		
	業務時間の削減等につながる業務の効率化など、介護従事者		
	が継続して就労するための環境整備として有効であり、介護		

区分	1.補助対象経費	2. 補助率	3. 基準額
	サービスの質の向上につながると知事が判断した機器等		
	【留意事項】		
	・ 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあ		
	るものを対象とする。		
	・ 一般的な用途に限定される機器等は対象外とする。		
	(ア)及び(イ)をリース契約により導入する場合は、3		
	年以上のリース契約を締結するものに対し、導入した年度内のリース類は其準額とはス		
	のリース額を基準額とする。		
	消費税及び地方消費税、別表2(2)及び(3)の補助を		
	一個質性及び地方個質性、別表と(2)及び(3)の補助を 受ける部分は補助対象とならない。		
(2)	次に掲げるア〜オについて、それぞれ満たす場合において	1 介護事業所	1 介護事業所につき
ICT導入支援事業	補助対象とする。	につき	1万成ず水川にっこ
	また、研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品で		職員数
	あるが本事業で補助したタブレット端末等に、事業所におい		1人~10人
	て独自開発した介護ソフトについて、動作の安定性やサポー		1,000千円
	ト体制を確認した上で、インストールして使用しても差し支		
	えない。ただし、本事業の補助を事業所が独自開発する介護		職員数
	ソフト等の開発に充てることは認められない。		11人~20人
			1,600千円
	アー介護ソフト等		
	「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事		職員数
	業所間における情報連携の標準仕様」(以下「ケアプラン標準		21人~30人
	仕様」という。)の対象となる介護サービス事業所については		2,000千円
	以下のi及びiiを、それ以外のサービス事業所についてはi を満たす介護ソフトであること。		職員数
	を個だり分護ノノトであること。 また、以下のiを満たした上で、以下のiiiの機能を有する		1
	スた、め下の「を個だした工で、め下の皿の機能を有する ソフトウェアについても補助対象とする。		2,600千円
	i介護事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記		2, 0001
	1 1		

区分			1.衤	甫助対	象経費	2. 補助率	3. 基準額
	録業務、情報	共有業	終(事業所	内外の情報連携のみならず、		職員数には、訪問介護員等の直接処
	居宅サービス	ス計画	やサー	ービス	利用票等を他事業所と連携		遇職員だけでなく、ICTの活用が見
	する場合を含	む。)、	請求	業務	を一気通貫で行うことが可能		込まれる管理者や生活相談員等も算入
	となっている	ものつ	である	こと	(転記等の業務が発生しない		して差し支えない。
	こと)。						職員数については、申請時点におけ
	ii ケアプラン樹	票準仕	様の連	直携玄	象となる介護サービス事業		る常勤換算方法により算出された数
	所の場合、最	新版	り ケア	プラ	ン連携標準仕様に準拠し、サ		(「指定居宅サービス等の事業の人員、
	ービス類型に	応じっ	(1)	200j	両方又はいずれかの CSV ファ		設備及び運営に関する基準」(平成 11 年
	イルの出力・	取込	幾能を	実装	した介護ソフトであること。		3月31日厚生省令第37号)第2条第
							8号等の規定に基づいて計算した人数
	①居宅サーヒ	ごス計画	画書				とし、小数点以下は四捨五入するもの
):必要	更 一	: 不	要		とする。)とするが、居宅を訪問してサ
	居	宅介	居宅	ミサ			ービスを提供する職員(訪問介護員、居
	護之	と援	ービ	゙ス			宅介護支援専門員等)及び管理者や生
	事業	美所	事業	所			活相談員等の職員については、従事す
	出	取	出	取			る職務の性質上、実人数(常勤・非常勤
	力	込	力	込			の別は問わない)としても差し支えな
	A 利用						V,
	者補足 〇	_	_	\bigcirc			職員数の区分については、過年度に
	情報						交付した際と当該年度申請時点の職員
	B-1 居						数(常勤換算)で少ない方の区分により
	宅サー						算定する。
	ビス計						2回目の補助を行う場合には、別表
	画1表						2第3欄の基準額から1回目の補助額
	B-2 居 〇		_	0			を除いた金額を基準額とする。
	宅サー						なお、1回目に補助した機器のリース
	ビス計						代や保守・サポートに係る経費等、恒常
	画 1 表_						的な費用について2回目以降の補助を
	削除(任						行うことは認められない。
	意)						
	C 居宅 O			0			
	サービ						

区分			1.1	補助対	象経費	2. 補助率	3. 基準額
	画、福祉用	具			事業所が作成する個別援助計 動反映されることを想定し		
	②サービス	利用票	(提供	(票)			
		〇:必			要		
	部	号 宅 介 養支援 事業所	居って事業				
			出出	取			
			力	込			
	D 利用 者補足 情報		_	0			
	E 表ビ用定 F 表ビ用定 F 表ビ用定 F 表ビ用定 F 表ビ用 定 開 定 所 で) –	_	0			
	G 第 6 表 実 情報 H 第 6 表 実績	- 0	0	_			

区分	1.補助対象経費	2. 補助率	3. 基準額
	情報削除		
	I 第 7 表 (サー ビス利 〇 ー ー ○ 用票別 表)		
	・取込機能は、居宅サービス事業所が管理するサービス提 予定情報、居宅介護支援事業所が作成するサービス利用 (提供票)の実績情報が自動反映されることを想定して る。	票	
	iii以下のいずれかを対象とする。・「入退院時情報連携標準仕様」実装したソフトウェア・ 訪問看護計画等標準仕様」を実装したソフトウェア・ 厚生労働省が別途定める方式による財務諸表のデータカ機能を有するソフトウェア	出	
	 【留意事項】 各種標準仕様の掲載先(https: //www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ic t.html) 対象経費については、介護ソフトを新たに導入する際の用に加え、既に使用している介護ソフトについて i、ii 又はiiiの補助要件を満たすための改修 令和3年10月20日付事務連絡「科学的介護情報シスム(LIFE)と介護ソフト間におけるCSV連携の標準仕様ついて(その3)」(以下、「LIFE 標準仕様」という。)に応するための改修に要する費用についても対象経費と 	テ に 対	
	て差し支えない。 ・ i の補助要件は、複数のソフトウェアを連携させるこ	と	

区分	1.補助対象経費	2.補助率	3. 基準額
	により実現する場合も要件を満たすものとする。		
	イータブレット情報端末		
	タブレット端末等、専ら介護ソフトを使用するための端末		
	であって、介護に関する記録を現地で完結でき、その場で利		
	用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報		
	共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュ		
	ニケーションを図るためのインカムなどICT技術を活用		
	したものであること。(持ち運びを前提にせず事業所に置く パソコンやプリンター等の端末は対象外)		
	ハソコンペノリンター寺の端木は対象クト) タブレット端末等を導入する際にあっては、必ず介護ソフ		
	・クラレット婦不等を等入する際にめらては、必り几段ファ トをインストールのうえ、業務にのみ使用すること(補助目		
	的外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であるこ		
	とを明確に判別するための表示(シール等による貼付)を行し		
	うなど事業所において工夫すること)。		
	ウ 通信環境機器等		
	ア、イを利用するにあたり必要なWi-Fiルーター等、Wi-		
	Fi 環境を整備するために必要な機器。(機器の購入・設置		
	のための費用を対象とし、通信費は対象外)		
	to the state of the		
	工保守経費等		
	・ クラウドサービス、保守・サポート費、セキュリティ対		
	策、ICT導入に関する他事業者からの照会等に応じた場 への欠悪など、(ただ)、火熱欠廃()に関する		
	合の経費など。(ただし、当該年度分に限る)		
	オーその他		
	^		
	フト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務)		
	のためのソフトの導入に係る経費(ただし、当該年度の補		
	助による場合を含め、一気通貫(転記等の業務が発生しな)		
	いこと) の環境が実現できている場合に限る)、電子上での		

区分	1.補助対象経費	2. 補助率	3. 基準額
	契約書の作成や署名を行うことができる電子サインシス		
	テム、AIを活用したケアプラン原案の作成支援ソフトに		
	係る経費及びICTの活用に向けたリテラシーの習得に 以西な現体体の名曲		
	必要な研修等の経費。 また、毎月支払う介護ソフトの利用料やリース費用、保		
	守・サポート費用も対象とするが、当該年度中に係る経費		
	のみが対象となる。		
	消費税及び地方消費税、別表2(1)及び(3)の補助を		
	受ける部分は補助対象とならない。		
	【留意事項】		
	・ LIFE 標準仕様に準じて介護ソフトから出力された CSV フ		
	ァイルを、LIFE の CSV 取込機能により LIFE にデータを提		
	供している又は提供を予定していること。(業務改善計画		
	に LIFE の利用申請を行っていることを記載すること。な		
	お、LIFE への登録については、データ入力に係る負担を軽		
	減する観点から、LIFE の CSV 取込機能を活用すること。)		
	「ケアプランデータ連携システム」等を利用して、ケア		
	プラン標準仕様に準じて出力された CSV ファイルにより、		
	居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている又は行		
	うことを予定していること。(業務改善計画により具体的		
	なデータ連携の内容、連携先、連携方法等を記載すること。		
	なお、ここでいう「データ連携」は、公益社団法人国民健		
	康保険中央会が運用する「ケアプランデータ連携システ		
	ム」等のデータ連携サービスを利用し、異なる介護ソフト		
	ベンダーのユーザー間で居宅サービス計画書やサービス		
	利用票のデータ連携を行う場合を想定しており、同一の介		
	護ソフトベンダーが提供する介護ソフトユーザー間のみ		

区分	1.補助対象経費	2.補助率	3. 基準額
	でデータ連携されるサービスは対象とならない。)		
	・ 文書量半減を実現させる導入計画とし、業務改善計画書		
	により、半減させる文書の種類や具体的な枚数等が明示す		
	ること。文書の種類や効果検証の方法等については、「介護		
	サービス事業所における ICT 機器・ソフトウェア導入に関		
	する手引き Ver.2」を参考にすること。		
(3) 介護テクノロ	(ア) 介護テクノロジーのパッケージ型による導入	1介護事業所	1,000万円
ジーのパッケージ型	(1)及び(2)で定める対象経費に該当するもので、複	につき	
導入支援	数のテクノロジーを組み合わせて導入する場合に必要な経	4分の3	
	費を対象とする。		
	ただし、介護ロボットのメンテナンスに係る経費及び通信		
	に係る経費は補助対象外とする。		
	(イ)見守り機器の導入に伴う通信環境整備		
	見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を		
	整備するための経費として次を対象とする。		
	 i Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費(配線工事(Wi-		
	Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む)、		
	モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サー		
	バー、ネットワーク構築等)		
	│ │ ii 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効		
	果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム		
	(デジタル簡易無線登録型等の Wi-Fi 非対応型のインカ		
	ムを含む。)		
	iii 介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシ		
	ステム連動させるために必要な経費(介護ロボット機器を		
	用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフ		
	トウェア(既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含		
	む)、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボッ		

区分	1.補助対象経費	2.補助率	3. 基準額
	トを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等) 消費税及び地方消費税、別表2(1)及び(2)の補助を受ける部分は補助対象とならない。		
	【留意事項】 ・ 既に見守り機器を導入している場合において、見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境の整備を行う場合も対象とする。 ・ 補助対象経費には、リース費用も含むが、当該年度中に係る経費のみが対象となる。		
(4)導入支援と一体的に行う業務改善 支援	(ア)第三者による業務改善支援 生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援 について知識・経験を有する第三者(業務改善を支援する事 業者)が、介護事業所において、①事前評価(課題抽出)、② 業務改善に係る助言・指導等、③事後評価(導入後の定着支 援も対象とする)等の支援を行う際の経費。	4分の3	45万円
	【留意事項】 第三者とは、本事業の実施や個別の契約がなければ、本事業を実施する介護事業所に対して業務改善支援を行う立場になりえない事業者であること。		
	(イ)介護現場における生産性向上の取組に関する研修・相談等介護テクノロジーを導入・活用するにあたり必要となる職員のスキルアップ等の研修や介護事業所が生産性向上の取組等に関する相談を行う際の経費。		
	消費税及び地方消費税は補助対象とならない。 【留意事項】		

区分	1.補助対象経費	2. 補助率	3. 基準額
	研修や相談対応を行う者は、本事業の実施や個別の契約がな		
	ければ、本事業を実施する介護事業所に対して研修や相談対		
	応を行う立場になりえない者であること。		